

かわべ応援商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

川辺町では、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するかわべ応援商品券事業において、商品券の取扱店を募集します。

2. 応募資格・条件

川辺町内の小売店、飲食店、サービス店、その他町民が日常的に買い物を行うことができる店舗、事業所

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの。

3. 申込方法

「かわべ応援商品券取扱店 加入申込書」に必要事項を記入のうえ、川辺町商工会窓口へ直接提出し申し込むこととする。複数の支店がある場合は、各支店、店舗単位で申込書を提出することとする。商品券取扱店登録料は無料とする。ただし、新規取扱店は、商工会作成ののぼり旗を商工会にて購入しなければならない。

なお、町が昨年度実施した消費税増税に伴い発行した「川辺町プレミアム付商品券」の登録店については、申込手続不要で取扱店とする。

4. 申込期間

随時

※7月10日以降の申し込みについては、町ホームページ内の取扱店一覧表でのみ掲載し、当初商品券と同封し郵送する一覧表には掲載できません。

5. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面1,000円の10,000円分を1セットとする。
- (2) 商品券取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和2年8月1日（土）から令和2年12月31日（木）までに限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行う。
- (3) つり銭額は出さないものとする。
- (4) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。
- (5) 商品券の使用対象外となる取引は以下のものとする。
 - ①不動産や金融商品
 - ②たばこ
 - ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ④その他町長が適当と認めないもの

6. 商品券の換金

- (1) 商品券取扱店の換金手数料は無料とする。
- (2) 取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び「かわべ応援商品券換金請求書」を提出することとする。
- (3) 川辺町商工会は、商品券及び換金請求書を受領した際は枚数等内容を確認審査した後、川辺町役場産業環境課へ商品券及び換金請求書を添え報告することとする。
- (4) 川辺町役場産業環境課は商工会からの報告を受けた後、速やかに請求書に記載された金額を商品券取扱店の指定口座に振り込むものとする。
- (5) 換金請求は、川辺町商工会にて令和2年8月3日（月）から令和3年1月29日（金）の期間、随時受け付ける（平日8時30分から16時30分）こととする。
この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じないこととする。
なお、換金スケジュールは以下のとおりとする。

7. 換金スケジュール

支払日及び換金請求書等の提出期限は以下のとおりとする（変更する場合有）。

取扱店支払日	商工会締切日	取扱店支払日	商工会締切日
8月20日(木)	8月6日(木)	11月20日(金)	11月9日(月)
8月28日(金)	8月17日(月)	11月30日(月)	11月16日(月)
9月10日(木)	8月28日(金)	12月10日(木)	11月27日(金)
9月18日(金)	9月7日(月)	12月18日(金)	12月7日(月)
9月30日(水)	9月15日(火)	12月25日(金)	12月15日(火)
10月9日(金)	9月28日(月)	1月8日(金)	12月22日(火)
10月20日(火)	10月7日(水)	1月20日(水)	1月6日(水)
10月30日(金)	10月19日(月)	1月29日(金)	1月18日(月)
11月10日(火)	10月27日(火)	2月10日(水)	1月29日(金)

8. 注意事項

商品券取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 商品券取扱店であることをのぼり等により消費者に分かりやすく周知すること。
のぼり旗は商工会作成のものを商工会にて購入しなければならない。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町に連絡すること。
- (5) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (7) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (8) 町は、商品券取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。